

「未利用口座管理手数料」の新設と預金規定改定のお知らせ

当金庫では、長期間ご利用されていない普通預金口座が不正利用されることによる被害を防止するため、**令和3年6月1日以降に新規で開設いただく普通預金口座等**について、下記のとおり、「未利用口座管理手数料」を導入させていただきます。また、これに合わせて預金規定を改定させていただきます。

なお、本手数料は、ご利用のない口座について未利用の状態となった口座の管理に要するコストを負担いただくものであり、**常日頃から入出金や口座振替等でお取引をされているお客様の口座が対象となることはございません。**

何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 未利用口座管理手数料の新設

対象預金の種類	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年6月1日以降に開設された普通預金口座、貯蓄預金口座、決済性普通預金口座 ※ 通帳レス口座も対象となります。
未利用となる口座	<ul style="list-style-type: none"> 最後のお預入れまたは払戻し（該当口座のお利息の入金、本件手数料の引落としを除きます。）から2年以上、一度もお預入れまたは払戻しのご利用が無い口座 ※ 盗難、紛失などにより利用が停止されている口座も対象となります。
対象外となる口座	<p>次の場合は対象とはなりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> 口座の残高が10,000円以上の場合 同一お取引店舗で、他にお預かり金融資産（定期性預金、国債、保険等）またはお借入れ（カードローン契約を含む）がある場合
手数料金額	年間1,320円（消費税込）
口座の自動解約	<ul style="list-style-type: none"> 対象口座の残高が未利用口座管理手数料以下の場合、口座残高全額を同手数料としていただいたうえで、同口座を解約させていただきます。なお、解約させていただいた同口座の通帳およびキャッシュカードはご利用できません。 口座残高以上のご負担および解約後のお手続きはございません。 ご負担いただいた未利用口座管理手数料のご返却および解約させていただいた口座（キャッシュカード含む）の再利用にはお応えいたしかねますので予めご了承ください。
未利用口座のご案内方法	<ul style="list-style-type: none"> お客さまの口座が未利用口座管理手数料の対象となった場合は、事前に文書にてお届けのご住所に「ご案内」を郵送させていただきます。なお、「ご案内」が延着または到着しなかった場合でも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。 ご案内後、一定期間（約3ヶ月）経過後もお取引がない場合に、上記の手数料金額を対象口座から引き落としいたします。なお、翌年以降も未利用の状態が継続する場合は、同様に手数料を引落としいたします。

ご不明な点は、窓口等にお問合せください。

2. 普通預金、貯蓄預金規定の改定について

未利用口座管理手数料の新設に伴い、下記の条文を追加し、普通預金、貯蓄預金の規定を下記のとおり改定させていただきます。

普通預金規定 追加内容 (抜粋)

8. 未利用口座管理手数料

- (1) 令和3年6月1日以降に開設された普通預金口座は、当金庫が定める一定期間、お預入れまたは払戻し（当該普通預金の利息入金および本手数料の引落しを除く）がない場合には、未利用口座となります。
- (2) この預金が当該未利用口座となり、かつ残高が1万円未満である場合には、当金庫はこの預金口座から払戻請求書等によらず、当金庫の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。翌年以降も未利用の状態が継続する場合は、同様に手数料を引落しいたします。
- (3) 残高不足等により、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座については、残高を未利用口座管理手数料の一部としていただき、通知することなく当金庫所定の方法により解約することができるものとします。
- (4) 一旦引落しになり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料については、ご返却いたしません。
- (5) 前3項により解約された口座の再利用はできません。

貯蓄預金規定 追加内容 (抜粋)

10. 未利用口座管理手数料

- (1) 令和3年6月1日以降に開設された貯蓄預金口座は、当金庫が定める一定期間、お預入れまたは払戻し（当該貯蓄預金の利息入金および本手数料の引落しを除く）がない場合には、未利用口座となります。
- (2) この預金が当該未利用口座となり、かつ残高が1万円未満である場合には、当金庫はこの預金口座から払戻請求書等によらず、当金庫の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。翌年以降も未利用の状態が継続する場合は、同様に手数料を引落しいたします。
- (3) 残高不足等により、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座については、残高を未利用口座管理手数料の一部としていただき、通知することなく当金庫所定の方法により解約することができるものとします。
- (4) 一旦引落しになり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料については、ご返却いたしません。
- (5) 前3項により解約された口座の再利用はできません。